


国民健康保険税 特別徴収通知の見方

【表】 こちらの通知は国民健康保険税が年金からの差引きとなっている方に送付します。
通知の詳細は「イ」・「ロ」・「ハ」に分割し次ページ以降に記載しています。

平成 年度 国民健康保険税 納税通知書兼特別徴収開始通知

平成 年 月 日

小山市長



宛名コード		
記号番号		
生年月日		
性別		

国民健康保険税について次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

	変更前			変更後		
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
算出内訳						
軽減特定所得金額		同左			同左	
課税所得金額		同左			同左	
固定資産税額		同左			同左	
A 所得割額						
B 資産割額						
C 均等割額						
D 平等割額						
①基礎税額=A+B+C+D						
区分						
E 均等割額						
F 平等割額						
G 限度超過額						
②年税額=①-E-F-G						
H 減免額						
I 月割増減額						
決定額=②-H+I						
特例対象者減額						
変更理由						

※仮徴収時の算出内訳・個人明細書は空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんので空欄となります。

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

氏名	課税所得金額	区分	所得割額	資産割額	均等割額	算出額
	固定資産税額		①	②	③	①+②+③
個人明細書		医療分				
		支援金分				
		介護分				
		医療分				
		支援金分				
		介護分				
個人明細書		医療分				
		支援金分				
		介護分				
		医療分				
		支援金分				
		介護分				
個人明細書		医療分				
		支援金分				
		介護分				
		医療分				
		支援金分				
		介護分				

※個人明細書は、所得等の課税根拠をもとに按分し、あくまで参考に算出したものです。また、平等割額を計上していないことや、個人明細の算出にあたり端数処理をしていることなどから、算出額を合計しても世帯の年税額とは一致しません。
なお、国民健康保険税は世帯に対する課税ですので、被保険者が複数人いる場合、被保険者ごとに納付することはできません。

【表1/3】

「どなたの」「何年度分の」保険税か確認できます。

イ

記載された年度の保険税についての通知です。

平成 年度 国民健康保険税 納税通知書兼 特別徴収開始通知

平成 年 月 日

小山市長

宛名コード	
記号番号	
生年月日	
性別	

国民健康保険税について次とおり年金から特別徴収しますので通知します。

特別徴収の通知には2種類あります。

- ①特別徴収開始通知・・・仮徴収期（4月・6月）に新たに国民健康保険税が年金から差引となる方や7月の年間保険税額決定時に10月以降も保険税が年金から差引となる方に送付しています。
- ②特別徴収中止通知・・・転出等により小山市の国民健康保険を抜けた方、年金の給付状態が失権、差止となっている方、または年金を担保等に行っている方に送付しています。

ここには住所、納税義務者名（世帯主）が記載されています。

【表2/3】

保険税の算定内容が確認できます。



算出内訳	変更通知	変更前		変更後		空欄となります。
		医療給付費分	介護納付金分	医療給付費分	介護納付金分	
軽減判定総所得金額		同	左	同	左	※仮徴収時の算出内訳・個人明細書は空欄となります。 ※本算定および新規加入の場合は、変更前はありません。
課税所得金額		同	左	同	左	
固定資産税額		同	左	同	左	
A 所得割額						
B 資産割額						
C 均等割額						
D 平等割額						
① 決定額 = A+B+C+D						
軽減区分						
E 均等割額						
F 平等割額						
G 限度超過額						
② 年税額 = ① - E - F - G						
H 減免額						
I 月割増減額						
決定額 = ② - H + I						
特別対象者減額						
変更理由						

「軽減判定総所得金額」→世帯主（国民健康保険以外の保険に加入している方も含む）と国民健康保険加入者の全ての所得金額の合計額
 「課税所得金額」→各被保険者の〔総所得金額等－33万円〕の合計額。この金額をもとに所得割額を計算します。
 「固定資産税額」→該当年度の固定資産税額の合計額（都市計画税は除く）。この金額をもとに資産割額を計算します。
 「A 所得割額」→加入者の前年の所得金額に応じて計算されます。
 「B 資産割額」→加入者の該当年度の固定資産税額に応じて計算されます。
 「C 均等割額」→加入者の人数に応じて計算されます。
 「D 平等割額」→1世帯当たり決められた額が課税されます。

賦課期日（4月1日）時点の世帯構成およびその世帯の総所得に応じて、均等割・平等割に対して軽減を行っています。
 「軽減割合」→〔7割・5割・2割〕いずれかの軽減割合を記載しています。世帯内に所得不明の方がいる場合、〔保留〕と記載しています。
 ※所得不明の方がいる場合、軽減の判定が正しくできませんので、収入のない方でも所得の申告をお願いいたします。
 「E 均等割額」→軽減となる均等割額が記載されています。
 「F 平等割額」→軽減となる平等割額が記載されています。

「決定額」には「医療給付費分」、「後期支援金分」、「介護納付金分」それぞれの税額を記載しています。
 これら3つを合計したものが年税額となります。

「離職賦課減額」→非自発的失業（倒産・解雇・雇い止めなどでの離職）で軽減された金額が記載されています。

【表3/3】

八

参考として個人ごとの課税内訳が確認できます。

区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

氏名	課税所得金額 固定資産税額	区分	所得割額	資産割額	均等割額	算出額
			①	②	③	①+②+③
個人		医療分				
		支援金分				
		介護分				
明細		医療分				
		支援金分				
		介護分				
書		医療分				
		支援金分				
		介護分				

※個人明細書は、所得等の課税根拠をもとに按分し、あくまで参考算出したものです。また、平等割額を計上していないことや、個人明細の算出にあたり端数処理をしていることなどから、算出額を合計しても世帯の年税額とは一致しません。
なお、国民健康保険税は世帯に対する課税ですので、被保険者が複数いる場合、被保険者ごとに納付することはできません。

「算出額」→個人ごとの年税額を参考に記載しています。

※世帯で課税となる「平等割額」が含まれておりません。そのため全員の算出額を合計しても年税額とは一致いたしませんのでご了承願います。

◎参考に個人ごとの算出額を記載していますが、国民健康保険税は世帯ごとに計算されますので、加入者が複数いる場合、個人ごとに納付することはできません。

【裏】

「どなたが」「いつ」加入していたか確認できます。
保険税の納付方法・時期が確認できます。

被 保 険 者 別 課 税 月 一 覧	医療給付費分・後期高齢者支援金分												介 護 納 付 金 分											
	平成 年						平成 年						平成 年						平成 年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被 保 険 者 氏 名																								

※*印が示されている月が課税対象月です。R印が示されている月は特別対象被保険者(非自発的失職)による、課税特別対象月です。

普 通 徴 収 期 別	期 別	変 更 前	変 更 後	納 付 済 額	差 引 納 付 額
1期					
2期					
3期					
4期					
5期					
6期					
7期					
8期					
随時1期					

特 別 徴 収 月 別 納 入 額	月 別	変 更 前	変 更 後
4月			
6月			
8月			
10月			
12月			
2月			

特 別 徴 収 対 象 年 金	円
特別徴収対象年金額	

税 率 (額 表)	区 分	医 療 給 付 費 分	後 期 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分
所得割		%	%	%
資産割		%	%	%
均等割		円	円	円
平等割		円	円	円

国民健康保険税が算定となる月は、「*」を記載しています。
40歳から64歳までの方は、介護分が算定されます。介護分が算定される月は「*」を記載しています。

年金支給月に年金から差引かれる保険税額が記載されています。記載されている金額の合計額が年間または加入月数の国民健康保険税額になります。
国民健康保険脱退や住所の異動等があった方は、年金からの差引が停止となります。なお、年金からの保険税の差引き及び停止は複数の機関が携わるため処理に時間を要します。

- 特別徴収義務者**→保険税を年金から差引する義務を負う者です。
- 特別徴収対象年金**→保険税がどの年金から差引きされるかを記載しています。複数の年金を受給している方は、優先順位の高い年金から保険税が差引されます。
- 特別徴収対象年金額**→保険税が差引きされる対象となる年金の受給額を記載しています。